

# 民間木造住宅にかかる 耐震シェルター等整備費補助制度

## 耐震シェルター・防災ベッド

耐震シェルターは住宅の一部に強固な箱型の空間を作ることで、地震時に住宅が倒壊しても寝室や就寝スペース等を守ってくれる装置です。

耐震改修の代替措置として短期間で設置することができ、費用も抑えられます。

**補助対象** 耐震診断がお済みでない方は、先に **無料耐震診断** をお申込みください

昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅（桝組壁工法、2×4工法を除く）で、**無料耐震診断**の判定値が1.0未満と診断されたもののうち、次のいずれかに該当する方が居住する住宅

- 申請する年度末において65歳以上である者
- 身体障害者手帳の交付を受けた者
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 療育手帳の交付を受けた者

お申込みはこちら  
※電子申請もできます



耐震診断



耐震シェルターの一例



防災ベッドの一例

## 受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年12月28日(月)

※工事完了後の実績報告書を令和9年2月26日(金)までに提出する必要があります

対象となる耐震シェルター等は  
建築課までご相談ください

## 補助金額

上限額 **30万円**（補助対象経費※以下）

※工事に要する費用のうち、耐震シェルター等の搬入、運搬及び整備並びに床の補強工事に要する費用

## 交付申請に必要な書類

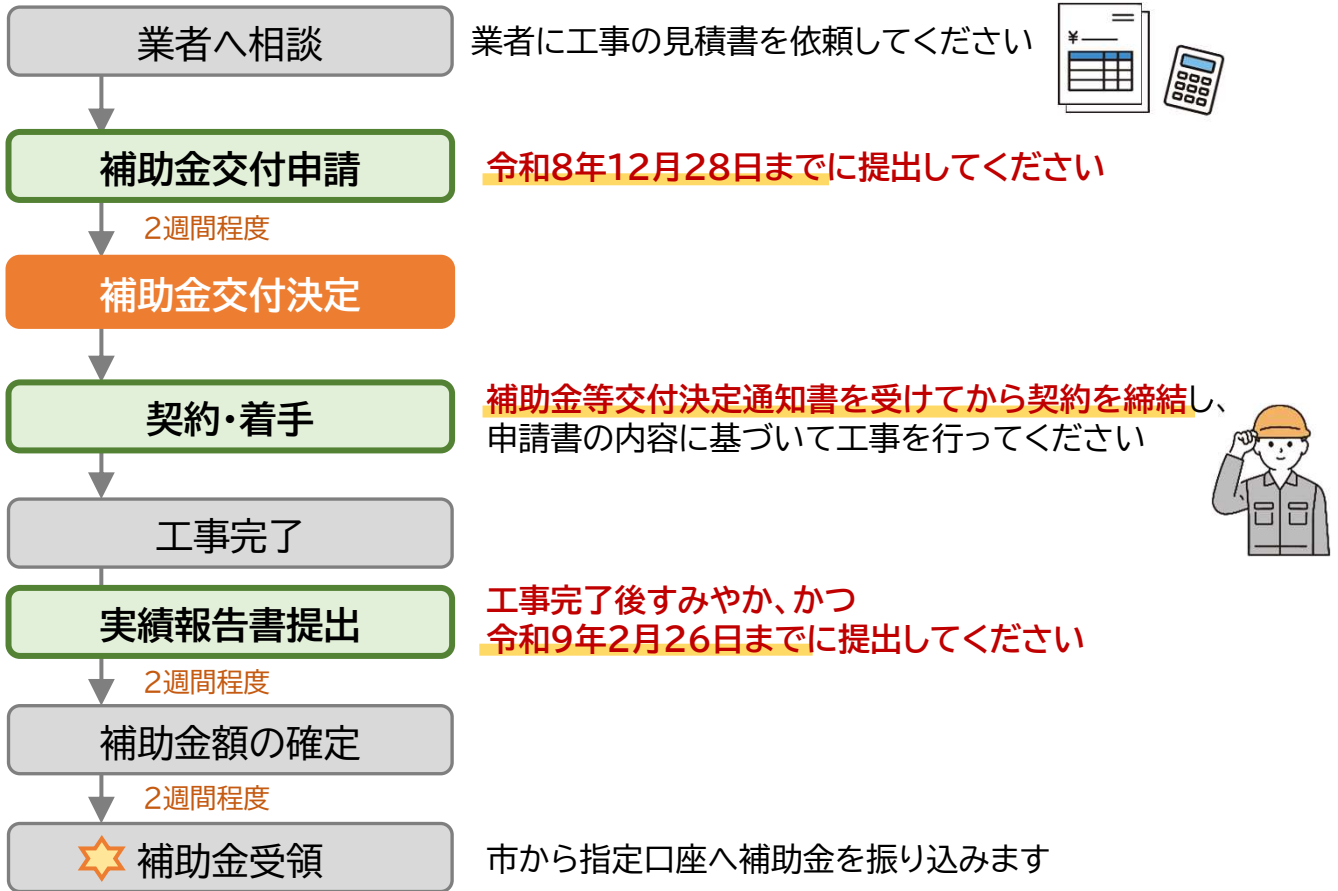
- 交付申請書
- 位置図(住宅地図など)
- 耐震診断結果報告書等の写し
- 現況平面図
- 工事の見積書
- 耐震シェルター等の概要がわかる図書
- 工事を行う住宅の建築年のわかる書類
- 居住者が補助対象者であることを証明する書類

## 実績報告に必要な書類

- 実績報告書
- 工事の領収書の写し
- 工事の契約書の写し
- 工事着手前、施工中及び完了後の写真

# 補助金交付の流れ・必要な手続き

**必ず、契約前に申請手続きを行ってください**



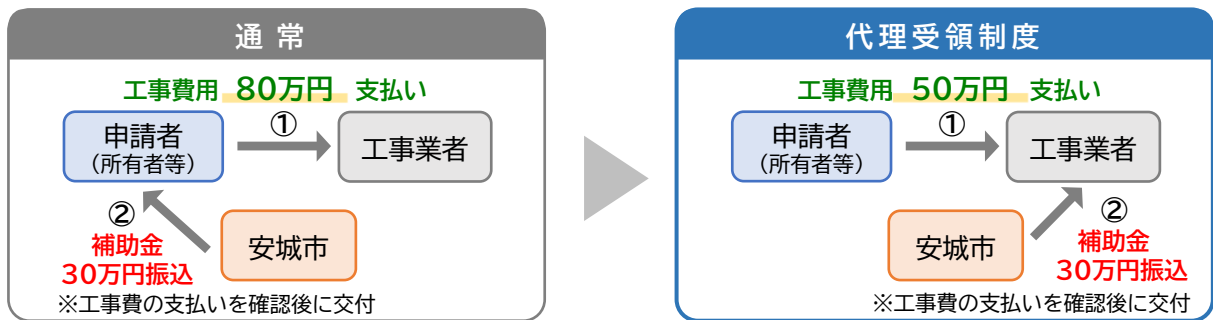
※工事を途中で中止した場合や、予定通り完了せず期限内に手続きができなかった場合等には、補助金を交付できないことがあります。

## ★ 代理受領制度も使用できます

申請者が補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除される制度です。

申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、支払いの負担が軽減されます。

(例)耐震シェルター工事費80万円、補助金30万円の場合



### 【お問合せ先】

安城市 建築課建築指導係 (電話:0566-71-2241)  
(安城市役所 北庁舎3階)

詳細はこちら

